

# 労働保険料の口座振替 平成27年度の全期・第1期の申込(金融機関窓口) 平成27年2月25日締切です

来年度(平成27年度)の年度更新での全期・第1期の労働保険料の口座振替の金融機関への申込み締切が迫っています。

## 労働保険料の口座振替

- 事業主の皆様が、労働保険料や石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより、納付するものです。
- 第1期の納期限が延長される(7/10→9/6)等、メリットがあります。

## 口座振替の申込

- 口座振替納付をご希望される方は、口座振替納付開始を希望する納期に応じて、以下の締切日までに、**申込用紙**(「労働保険 保険料等口座振替納付書送付(変更)依頼書兼口座振替依頼書」)に、必要事項をご参照の上ご記入いただき、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

納期	全期 第1期	第2期 ※3	第3期 ※3	第4期 ※4
申込み締切日 (金融機関窓口)	2月25日	8月14日	10月11日	1月7日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日	3月31日
【口座振替を利用しない場合の納期限】	7月10日	10月31日	1月31日	3月31日

- ※1 手数料はかかりません。
- ※2 口座振替の申込み手続きが完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができませんので、ご注意ください。
- ※3 第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。
- ※4 単独有期事業のみ対象の納期となります。
- ※5 口座振替納付日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。
- ※6 **申込用紙**は、**厚生労働省のホームページ**から入手できます。  
鳥取労働局労働保険徴収室、最寄りの監督署でもお渡しします。
- ※7 労働保険事務組合に委託されている場合は、手続き等が異なりますので、委託されている労働保険事務組合にご確認ください。  
(労働保険番号が 31-●-●●-9●●●●●-●●●の事業場です。)

【問い合わせ先】 **鳥取労働局**労働保険徴収室  
〒680-8522 鳥取県鳥取市富安2丁目89-9  
TEL0857-29-1702 fax0857-22-3663